

## 焼津市条例第10号

### 焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する 条例

#### (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電設備設置事業と市民の安全・安心な生活環境並びに本市の良好な自然環境及び特徴的な景観との調和を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項に規定する太陽光又は風力を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備設置事業 再生可能エネルギー発電設備を設置する事業及び再生可能エネルギー発電設備を設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業をいう。
- (3) 事業者 再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 地域住民等 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、事業区域がその区域に含まれる地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、市民の生活環境並びに本市の自然環境及び景観に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、第1条に定める目的を達成するために、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

#### (適用除外)

第6条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 事業区域が1,000平方メートル未満の太陽光発電設備を設置する事業
- (2) 発電施設の高さが10メートル以下の風力発電設備を設置する事業
- (3) 建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業

#### (抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるものを、再生可能エネルギー発電設備設置事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある区域
- (2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (3) 焼津らしい景観地として良好な状態が保たれている区域
- (4) その他再生可能エネルギー発電設備設置事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

3 第1項の抑制区域は、規則で定める。

（説明会の実施）

第8条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電設備設置事業を実施しようとするとき及び再生可能エネルギー発電設備設置事業を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、次条の規定による届出に先立って、あらかじめ地域住民等に対し、当該事業に関する説明会を実施しなければならない。

（届出）

第9条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第13条第1項において同じ。）
- (2) 再生可能エネルギー発電設備設置事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 再生可能エネルギー発電設備設置事業の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（同意）

第10条 事業者は、市内において再生可能エネルギー発電設備設置事業を実施しようとするとき、又は市内において実施している再生可能エネルギー発電設備設置事業を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、同意しないものとする。ただし、次に掲げる事業について、この条例に規定する手続が適切に行われ、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

- (1) 太陽光発電設備で、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の事業
- (2) 風力発電設備で、発電施設の高さが15メートル以下の事業

3 市長は、第1項の同意には、この条例の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（報告及び立入調査）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第9条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第10条第1項の同意を得ずに再生可能エネルギー発電設備設置事業に着手したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している再生可能エネルギー発電設備設置事業については、この条例の規定は、適用しない。

3 施行日から60日を経過する日までの間に再生可能エネルギー発電設備設置事業に着手しようとする者のこの条例の適用については、第9条第1項中「当該事業に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

(準備行為)

4 第10条第1項の規定による同意を得ようとする者は、施行日前においても、第9条の

規定の例により、その届出をすることができる。